

平成29年度 西伊豆町教育委員会第11回定例会

- 1 開催日 平成30年3月22日(木) 13:30～14:35
- 2 場所 西伊豆町中央公民館 1階 講義室
- 3 出席者 清野裕章教育長・山本久美子委員(職務代理)・鈴木秀輝委員
・藤井繭子委員 [事務局 高木光一・山本諭・山本みち代]
- 4 欠席者 渡邊美成委員
- 5 傍聴者 なし

教育長：ただ今の出席者は4名です。過半数に達していますので、ただ今から平成29年度第11回の定例会を開催いたします。まず、「議事録の承認について」ですが、平成30年2月22日開催の第10回定例会の議事録については、私と鈴木秀輝委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

(委員：全員異議なし)

教育長：次の議事録署名委員ですが、藤井繭子委員にお願いします。

(藤井委員：了解)

教育長：それでは、第20号議案の「平成30年4月1日付け西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動について」は、人事案件であり、第21号議案は、「平成30年度準要保護児童生徒の認定について」は、対象世帯の所得や生活状況など個人情報を多く取り扱いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により秘密会として審議したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員：全員異議なし)

教育長：それでは、全員異議なしと認めますので、第20号議案と第21号議案は秘密会といたします。

(秘密会)

教育長：では、第20号議案「平成30年4月1日付け西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動について」を事務局から説明願います。

高木：第20号議案をお願いします。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第3号及び第26条第2項第4号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第4号の規定により、職員の人事案件につきましては、教育長に委任する事ができないとされており、今回は、内示の人事異動案につきまして、ご承認いただきたいものであります。

(資料説明)

(秘密会により質疑省略)

教育長：第20号議案「平成30年4月1日付け西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第20号議案については可決されました。次に、第21号議案は、「平成30年度準要保護児童生徒の認定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

高 木：それでは、第21号議案は、「平成30年度準要保護児童生徒の認定について」をご覧ください。学校教育法第19条の援助措置規定に基づく、就学援助費支給の対象とした準要保護児童生徒の認定については、要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領についての通達により、教育委員会は、世帯票に基づき3月末日までに認定を終了するとなっていることから提案するものであります。詳細については、担当の山本が説明いたします。

山 本：(資料説明)

(秘密会により質疑省略)

教 育 長：第21号議案は、「平成30年度準要保護児童生徒の認定について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第21号議案については可決されました。これで秘密会の2議案が終了しましたので秘密会を解きます。

(秘密会終了)

教 育 長：第22号議案「西伊豆町奨学会規程の一部を改正する規程について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

高 木：それでは、第22号議案「西伊豆町奨学会規程の一部を改正する規程について」をご覧ください。こちらは、奨学金条例の一部改正に伴う改正になりますが、条例では対象者を高校生だけでなく大学生まで拡充し、大学生の月額貸付金額を2万円とします。本規程の改正では、返済期間を延長し奨学金受給者の負担軽減を図り、また、他の奨学金規定との整合性も図るようにしたいものであります。詳細につきましては、担当の山本係長が説明いたします。

山本係長：西伊豆町奨学会の一部改正についてご説明申し上げます。お配りしましたのは改正する規程の改正文になっておりまして、分かりにくいかと思っておりますけれども、私の方から説明を付け加えて進めたいと思います。

まず始めに奨学会規程の制度改正が必要になった理由については、今まで高校生の中に奨学金を借りることが出来たのですが、これを対象範囲を広げて大学生まで奨学金をお貸しすることを目的とし、このほかにも条例の改正などもあるわけですが、教育委員会の方では西伊豆町奨学会規程をいうものが定められておりましたので、今回の教育委員会に上程させていただきました。では文面の方で説明させていただきます。

題名を次の通り改めるところです。こちらには今までの題名に「百川」という文言を追加して、「西伊豆町百川奨学会規程」というよう

に改めたいと思います。

高 木：次のページの新旧対照表をご覧くださいになっていただければ現行と改正文が載っております。そちらの方をご覧くださいになっていただきながら説明を聞いていただければと思います。

山本係長：次に第10条中「委員長」を「教育長」に改める、というようになっておりますが、こちらについては平成29年度の教育委員会制度の改定などもあり、教育長が委員長職を務めるということになったために、こちらの規程の文面も変えております。続きまして、第11条第1項中「高等学校」の次に「、大学」を、「進学する」の次に「又は在学している」を加えるものです。これにつきましては、百川奨学資金貸付基金条例というものがございまして、こちらの条例との整合性を図るということもありまして、このような文言にしました。事前に説明した大学生まで範囲を広げるというところがこちらに反映されてきているというものです。それから「進学する者」という文面だったものを「進学する又は在学中の者」というように、在学中の者にも対応できるように改めたいものです。次に第12条をご覧くださいになっていただきたいと思います。こちらは「奨学金の額及び貸与期間は、次のとおりとする。」というのが現行の文章ですが、これを「奨学金の額は、西伊豆町百川奨学資金貸付基金条例（平成17年度西伊豆町条例第64号）第8条で定める額とし、本人の希望及び家庭の事情を参酌して決定する。」に改めるというものです。こちらにつきましては、単純に百川奨学資金貸付基金条例の方に金額を謳っておりますので、そちらを参照するような文章に改めるものです。続いての第12条中ですが、「貸与月額 高等学校及びこれに準ずる学校 10,000円」、「貸与期間 正規の最短修学期間」というようなものは条例に載っていることもありますので、削らせていただきました。続きまして、第14条になりますけれども、第2項中「出身学校長及び」という文面が付け加わっているだけですけれども、これにつきましては、採用の決定をお知らせするというところで本人に通知すればいいのではないかとということもありまして、取り除いたということになります。続いては第15条です。こちらは「奨学生は、毎月1箇月分ずつ交付することを常例とし、特別の事情があるときは2箇月分以上を合せて交付することがある。」というのが現行ですが、現状過去の申込の例を見ますと、12ヵ月分を年一回交付するということがほとんどだったので、他の条例などともすり合わせをするという意味もありましたので、「奨学金は、12ヵ月分ずつ年1回交付する。」という短い文面に改めたいものです。続いて新旧対照表は2枚目になります。第2条になります。こちら第1項中「奨学生が第24条第1項各号のいずれかに該当するときは、貸与の終了した月の翌月から起算して6箇月を経過した後6年以内に奨学金を返還しなければならない。」と謳っておりますが、この内容

は「奨学金の貸付けを受けた者又は奨学金の貸付けを受けていた者で上級の学校に進学した者は、その学校等を卒業した日から1年を経過した日の翌日から起算し、8年を限度として奨学金の全額を償還しなければならない。」に改めたいものです。これにつきましては、現行の条例と規定を読み解くと、償還方法が高校生を卒業した場合、1年を据え置いてその翌年から5年以内に年賦で償還しなければならないという内容だったのですが、これを現行通りおこないますと、高校を卒業して大学に進学した場合、大学の在学期間中に高校生の奨学金の返済も同時に開始されてしまうと読み取れますので、このあたりを解消するために、大学期間中は返済をおこなわなくて済むようにし、さらに大学卒業後1年を経過した日から8年を限度に償還するように改めたものです。8年という期間については、色々なシミュレーションを重ねた中で、8年という期間にしたのですが、これは高校生だけ借りていた方にも適用されるものですから、多少償還期間が延びるということで、償還に余裕を持って返すことができるので、より借りやすい制度ということも含めて、このような文面になりました。続きまして、第28条になります。こちらは第28条の2項に「大学又はこれに同程度の学校に在学する時」となっておりますが、これにつきましては、前後の条文などとの整合性を取る意味で削除をしました。それに伴い、第3号であったものが第2号になりましたので、その改正になります。それから第28条の第2項について、こちらにも「返還猶予の期間は」の次に「前項第2号に該当するときは、その事由の継続中とする。」という文言がありますが、これにつきましては、前項第2号というところで、「大学又はこれに同程度の学校に在学するとき」に該当する時には返還猶予期間となっておりますが、この文面を残す必要が無くなるために、削除したものです。それから第29条の第2項です。こちらは「奨学金返還猶予」という文言があったのですが、正しくは「奨学金返還猶予願」の提出があったときであったために、改正をしたいものです。以上がこちらの西伊豆町奨学会規程の改正になります。

高 木：今お配りした資料ですが、町の奨学金は2つありまして、百川奨学金と稲葉金秋奨学金とそれぞれ旧西と旧賀茂であった奨学金制度となっております。細々と説明しましたが、2つの奨学金制度を出来るだけ合わせるということで今回の改正となっております。共通で改正された内容が一番右になりますが、この内容に沿って改正をさせていただきたいというものでございます。

教 育 長：説明が終了しましたが、何かご意見等があればお願いします。

藤井委員：町では2つ奨学金制度を持っていて、今回この高校と大学で使う奨学金には百川奨学金を使うということですか。

高 木：両方とも貸付金額のところを見ていただくと、共通して改正され、高等

学校が月額1万円、大学が月額2万円という改正になります。条例ということで議会での議決案件で、こちらはすでに議決されております。議会でも一本化出来ないかという質問がありましたが、2年前に関係者の方にご相談したところ、それぞれの思いがあるので出来れば一緒にしたくないというご意向があつて一本化されておられません。

鈴木委員：名前は2つ残るのか。

高 木：名前はそのまま残ります。

鈴木委員：受ける子どもがどちらの名前かというのが出てくると思う。A君は百川でB君は稲葉金秋というような。

高 木：それはどちらを借りたいか希望で借りられます。原資が稲葉金秋の方が少ないので、場合によってはそっちがいっぱいだから移ってくれということはあるかもしれません。

鈴木委員：受けるのは一緒なので、選ぶ方は何を基準にすればいいのか。

高 木：元々の旧西、旧賀茂という部分で選ばれることもあるかと思いますが、合併当初は旧賀茂の稲葉金秋奨学金を旧西の方が利用したケースもあります。その時は条件が違っておりましたので、それで選択したかもしれません。今回は今までは返済期間は5年又は6年だったのを共通して8年とさせていただきます。

鈴木委員：今現在どれくらいの人が貰っているのですか。

高 木：百川が88人。稲葉金秋が2人。現在返済中の人は百川で2人。稲葉金秋が1人です。実際のところ平成17年度を最後に貸付実績がありません。高校生が授業料無償化になったことなどもあり、高校でのニーズも無くなってきたことから、今回大学まで対象者を広げたいというものです。

藤井委員：奨学金を12ヵ月分ずつ年1回交付するというのは、いつの時期か決まっているのですか。

山本係長：条例の中では何月に交付するとは謳っておりません。

高 木：途中での申請もあるかと思えます。また、入学前も申請が出来るように制度設計をしました。場合によっては入学前でも支給が出来るようにしました。この前の準要保護の方が入学準備金を入学前に支給できるようにさせていただいたのですが、それと同じような形で入学前に支給できるようにさせて頂いております。

鈴木委員：返還のところで、やむを得ない理由により返還が困難になった時のやむを得ないというのはどのような時なのか。

高 木：災害の関係などで返済が難しいという場合には猶予するということです。その他ケースバイケースで考えたいと思います。

山本委員：今問題になっている返せなくなったら保証人が返すというのですが、こちら保証人は親などがなるようになっているのですか。

高 木：そうです。現在も保証人は付けております。

教育長：それでは、他に意見がないようですので、第22号議案について、賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教育長：教育長：挙手全員ですので、第22号議案については可決されました。次に、第23号議案「西伊豆町給付型奨学金奨学生選考委員会要領の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

高木：それでは、第23号議案「西伊豆町給付型奨学金奨学生選考委員会要領の制定について」をご覧ください。こちらは、松崎高校存続と子育て支援の充実を図るため、西伊豆町給付型奨学金支給要綱が制定されましたが、同要綱に奨学生選考については、教育委員会が別に定めるとなっているため、提案するものであります。詳細につきましては、担当の山本係長が説明いたします。

山本係長：今回の要領につきましては、制定ということで今までに無かったものになります。この選考委員会の要領の制定につきましては、今お配りしました「西伊豆町給付型奨学金支給要綱」というものを制定しまして、その中で奨学生の決定という部分で選考委員会を組織したいということで、このような形の要領を制定したいものです。まず給付型奨学金支給要綱につきましては、お配りしました資料の中に制定の目的として謳っておりますが、西伊豆町立中学校と連携型中高一貫校をおこなっている松崎高校の学力向上を図り、松崎高校の存続と地域力維持のため西伊豆町立中学校を卒業し、松崎高校に進学する成績優秀者の保護者等に対して、修学に必要な資金を予算の範囲内で支給することに関し、必要な事項を定めるものとなっております。その次に支給対象者となっておりますが、割愛させていただきます。支給額及び支給期間につきましては、奨学生1人につき次の各号の通りとするとしております。1年の時には月額1万円とし、2年に上がると1万5千円、3年に上がると2万円という形で支給をしたいものです。それから次に載っているものが、今回の要領の制定に係ってくるところです。奨学生の決定方法として、選考委員会を組織して、成績要件を満たすものの中から選定するとしてしました。奨学生選考委員会は町長、副町長、教育長をもって組織します。今回の選考委員会要領の第6条にも奨学生の成績要件というものを載せているのですが、ここでも委員会とは別に定めるとしてあります。今の段階では、こちらの概要に載せさせていただいた通りの内容で成績要件を定めたいと考えておりますが、あくまでも選考委員会の要領としては別に定めるという内容にさせていただきました。それからこの奨学金の支給の時期につきまして、こちらの奨学金も1年分をまとめて支給したいと考えております。ただし、松崎高校を入学した後に奨学生の成績が成績優秀者としての要件を満たさなかったときにつきましては、本来1年分まとめて支給する時期を4月としておりますが、これを見送って、その年の第1学期末の成績がまた成績優秀者

の要件を満たした場合に9月末に1年分を支給しますということになります。概要の裏面になりますが、支給の取り消しの条件やその他について記載しておりますが、今回は省略させていただきます。このようなことから教育委員会では奨学生を選考するための要領を制定しなければならないと考えまして今回の要領を作ったところです。要領文の説明をさせていただきます。「給付型奨学金支給要項第7条の規定により奨学生を選考をおこなうため、西伊豆町給付型奨学金奨学生選考委員会を置く」、次の第2条が「委員会は、町長、副町長、教育長をもって組織する」、2項として、「前項に掲げる委員のほか、教育委員会事務局長は、説明員として委員会に参画する」。続きまして、委員会に関する規定です。第3条「委員会に委員長を置く」、第2項「委員長は町長とし、会務を総理する」、第3項「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する」。続いての関係学校長の出席等に関する規定です。第4条として「委員会は、必要があると認めるときは、関係する学校長に対し、参考資料の提出意見及び説明等を求めることができる」。続いて会議に関する規定です。第5条として「委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない」、第2項として「委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。」としました。続いての奨学生の成績要件に関する規定は、第6条「奨学生を選考基準である成績要件は、委員会で別に定める。」と先ほど説明した通りです。最後の庶務に関する規定は第7条として「委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。」といった内容の要領になっております。説明については以上になります。

教 育 長：説明が終了しましたが、何かご意見等があればお願いします。

鈴木委員：松崎高校に限るとなっておりますが、2年次に他の学校に転校したら無しになるのか。

山本係長：はい。

鈴木委員：それと1年生の途中で中途退学した場合はどうなるのか。回収するのか。

山本係長：要綱の中では支給を取り消して、さらに返還というものも要綱の中で謳っております。条件によっては返還を求める場合があるという形にしております。

山本委員：奨学生の決定のところで成績についてあるのですが、5段階評価で4以上、あるいは高校になったら8以上と非常に厳しいと思います。私の子どもの時なので分からないのですが、それで年5名というように書いてあるのですが、その成績に5人に満たないときは、あくまでもこの成績は参考なのでしょうか。

高 木：ここの基準の4.0が厳しいと選考委員会が判断したら、下げることも考えられます。現状では4.0以上は5名以上おります。

山本委員：ですが、その方は他の学校には行かないのですか。

高 木：実際のところは他の学校へ行っているのがほとんどですので、なんとかその方たちに残っていただいて、松崎高校のレベルアップにつながればと思っております。

山本委員：もしかしたらそういう方が居なくても下げることもありえますか。

高 木：極端に下げることが出来ないかと思いますが、4.0無いとなると下げるしかないかと思えます。

山本委員：難しいですね。月額いくらもらえるから行くかというのは。

高 木：松崎高校の方にも学力向上対策に積極的に取り組んでもらいたいとお願いしています。今年の夏には新たな受験対策にも取り組んでくれると聞いております。

山本委員：子ども達は周りが優れていると一生懸命やろうとするのですが、自分がトップだとやらないので難しいと思えます。

高 木：何とか松崎高校存続ということもあって、初めての試みなので、やりながら少しずつ改善し、色々な手を打てればと思っております。

教育長：それでは、他に意見がないようですので、第23号議案について、賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教育長：教育長：挙手全員ですので、第23号議案については可決されました。次に、第24号議案「西伊豆町立保育所条例及び西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備について」、第25号議案「西伊豆町立保育所条例及び西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規程の整備について」、第26号議案「西伊豆町立保育所条例及び西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係要綱の整備について」につきましては、関連がありますので一括審議といたします。事務局より説明願います。

高 木：それでは、第24号議案から第26号議案についてですが、こちらは、規則等の一部改正につきましては、平成30年4月1日から仁科幼稚園と仁科保育園を統合し、教育と保育を一体的に行う仁科認定こども園に移行することから、関連する規則等の一部を改正したいものであります。なお、あわせて伊豆海認定こども園でも文言が変わっていない部分も修正させていただきたいものです。規則、規程、要綱等あるわけですが、基本的には名称の変更や印鑑の変更等をこちらでさせていただきたいものです。詳細につきましては、担当の山本係長が説明いたします。

山本係長：今局長の方から説明があった通りのものが提案理由になりますので、私の方からは1つ1つ簡単に説明を申し上げたいと思えます。まず初めの仁科認定こども園の規則の改正につきまして、お配りしてある資料の西伊豆町教委規則と書いてあるところです。そちらを見ながら説明させていただきます。規則第1条として、処務規則の一部を次のように改正するというものです。こちらにつきましては、規則の第5条中「保育園の

設置」を「認定こども園の設置」に改めるものです。これについては新旧対照表で言いますと、2ページ目の16が該当します。続きまして、西伊豆町教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正につきましては、規則の第2条の第2項及び第4項中「保育園」となっているのを「認定こども園」に改めるものです。あわせて、「保育園園児」というのも「認定こども園園児」に改めるものです。これにつきましては、お配りした新旧対照表ですと3ページ目の第2条とありまして、その現行と改正後を見比べていただきますと、「保育園」となっているところを「認定こども園」と改めるものです。最後の第3条中の改め文につきましては、単純に句読点を打つ場所が変わっていますけれども、町の例規審査委員会などで今後改正がある場合にはこのような形の文面にしたいという意向もありまして、それにあわせて改めるものです。規則については以上の改正内容になります。続きましては、規程の一部改正になります。お配りした資料の右上に西伊豆町教委規程第号と書いてあるものをご覧いただきたいと思います。始めに幼児教育相談員に関する規程というものがございまして、その中の第2条第2号中「仁科保育園」という文言がありましたので、そちらを「仁科認定こども園」としまして、「伊豆海保育園」という文言もありましたので、「伊豆海認定こども園」に改めるものです。新旧対照表については、規程の中では第2条第2号に該当するものです。それから第5条中「必要な事項は」の次の句読点を加えるところにつきましては、先ほども規則の中で説明させていただいた通り、例規審査委員会などからの要求がありましたので、このように改めるものです。続いては公印規程の一部改正に係るものです。公印規程につきましては、お配りした新旧対照表の中に別記1参照、別記2参照とありまして、資料が付いております。この中に現行と改正後を見比べていただきますと、同じように「仁科幼稚園」と「仁科幼稚園長」の印になりますが、それぞれ「認定こども園」と「認定こども園長」という形で改正をします。あわせて、公印の陰影についてもお配りした資料の3ページ目の別記3に載せさせていただきました。別記3が現行で別記4が改正後になります。大変申し訳ございません。本来ならばお配りした資料の改正別記2の改正後の案の中に、様式7号と様式8号につきましては幼稚園というようになっておりますが、認定こども園にならないと今回の一部を改正する規定と整合が取れません。こちらにつきましては、幼稚園の部分認定こども園ということで、1つになりますので、保育園の部分は削除をするというような内容の規程の文面となっております。以上で24号から25号議案の説明となります。

教 育 長：説明が終了しましたが、何かご意見等があればお願いします。

鈴木委員：訂正箇所を下線でなく網掛けの方が見やすいので、いいかと思いますが。

高 木：改正箇所の表示の仕方につきましては、町の例規審査委員会でも下線で

表示することになっております。議会での上程も統一されていまして、改正箇所をシステム入力するとこのような表示になります。ただ、見にくいということであれば、教育委員会定例会用として網掛けにさせていただくことも検討させていただきます。

教育長：それでは、他に意見がないようですので、第24号議案から第25号議案について、すべて賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教育長：教育長：挙手全員ですので、第24号議案から第25号議案については可決されました。本日の議事案件はすべて終了いたしました。以上をもちまして平成29年度第11回の定例会を終了します。皆様、長時間お疲れ様でした。